

# 自動販売機設置にかかる行政財産貸付一般競争入札公告

自動販売機設置にかかる行政財産貸付について、地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告する。

令和2年4月1日

熱海市長 齊 藤 栄

## 記

1. 貸付期間 令和2年5月1日～令和5年4月30日

2. 入札物件

物件番号	設置場所			管理戸数	入居戸数	貸付面積	設置台数	種類	年額最低貸付価格
1	相の原市営住宅	公民館前	熱海市相の原町44-1	310戸	196戸	2㎡	1台	缶・ペットボトル	50,000円
2	相の原市営住宅	11号棟付近	熱海市相の原町44-7			2㎡	1台	缶・ペットボトル	50,000円
3	和田山市営住宅	ひばりヶ丘バス停付近	熱海市熱海1886	200戸	94戸	2㎡	1台	缶・ペットボトル	60,000円
4	中山市営住宅	2号棟前	熱海市網代548-5	28戸	11戸	2㎡	1台	缶・ペットボトル	10,000円

3. 入札参加資格

- (1) 法人においては熱海市内に本店、支店又は営業所等を有し、個人においては熱海市内に居住し営業を営んでいるもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 市税の未納がないこと。
- (4) 熱海市暴力団排除条例（平成24年3月15日条例第2号）第2条第1号から第3号に該当しないもの。
- (5) 入札公告の日から落札決定までの間、熱海市から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生または再生手続開始の申立てが成されている者でないこと。
- (7) 熱海市内において自動販売機の設置、運営業務について2年以上の実績を有していること。

4. 入札

(1) 入札執行の日時及び場所

令和2年4月10日（金）午前10時から

熱海市役所第一庁舎3階 まちづくり課住宅室

## (2) 入札方法

- ①入札は物件番号ごとに行います。
- ②入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、封筒に入れ提出してください。
- ③提出した入札書の訂正は一切受けられません。
- ④事前に入札参加の申し込みを行ってください。

## (3) 無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は無効となりますのでご注意ください。

- ①入札参加資格の無い者がした入札
- ②所定の用紙を使用していないもの
- ③記載事項の不明な入札又は記名押印のない入札
- ④金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
- ⑤同じ物件について2通以上の入札をした入札
- ⑥入札に関し不正行為のあった入札
- ⑦その他入札条件に違反した入札

## 5. その他

その他、入札に関する必要事項等は別紙「熱海市市営住宅自動販売機設置事業者募集要領」に記載されているので、必読すること。